

報道関係者各位

令和8年8月3日

【照会先】

厚生労働省 和歌山労働局

雇用環境・均等室

監理官 草下 剛

労働紛争調整官 岩本 章裕

電 話 073 (488) 1170

令和7年度 個別労働関係紛争解決制度の施行状況及び 雇用均等関係法令に係る相談状況等について ～個別労働紛争相談件数が増加、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多～

和歌山労働局長（局長 中山 始）は、令和7年度の個別労働関係紛争解決制度の施行状況及び雇用均等関係法令に関する相談状況を取りまとめたので公表します。

- 1 雇用環境・均等室では、個々の労働者と事業主との間の労働関係に係る紛争を未然に防止し、迅速に解決を図ることを目的に、「個別労働関係紛争解決制度」として、「総合労働相談^{*1}」、都道府県労働局長による「助言・指導^{*2}」、紛争調整委員会による「あっせん^{*3}」を行っています。

【令和7年度の個別労働関係紛争解決制度施行状況について】

和歌山労働局で受けた「総合労働相談」件数は「**7,869 件**」で、前年度と比べ**526 件**減少しましたが、このうち「個別労働紛争相談^{*4}」件数は「**2,457 件**」で、前年度と比べ**150 件**増加しました。

個別労働紛争相談の内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が**717 件で最多**となり、個別労働紛争相談（3,305 件、重複計上あり）の約2割強（21.7%）を占めています。

「助言・指導」申出件数は**49 件**（前年度 56 件）、「あっせん」申請件数は**34 件**（前年度 26 件）と、前年度に比べて、助言・指導申出件数は減少し、あっせん申請件数は増加しました。

- 2 雇用環境・均等室において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法（以下「雇用均等関係法令」という。）に係る相談対応及び紛争解決の援助を行っています。

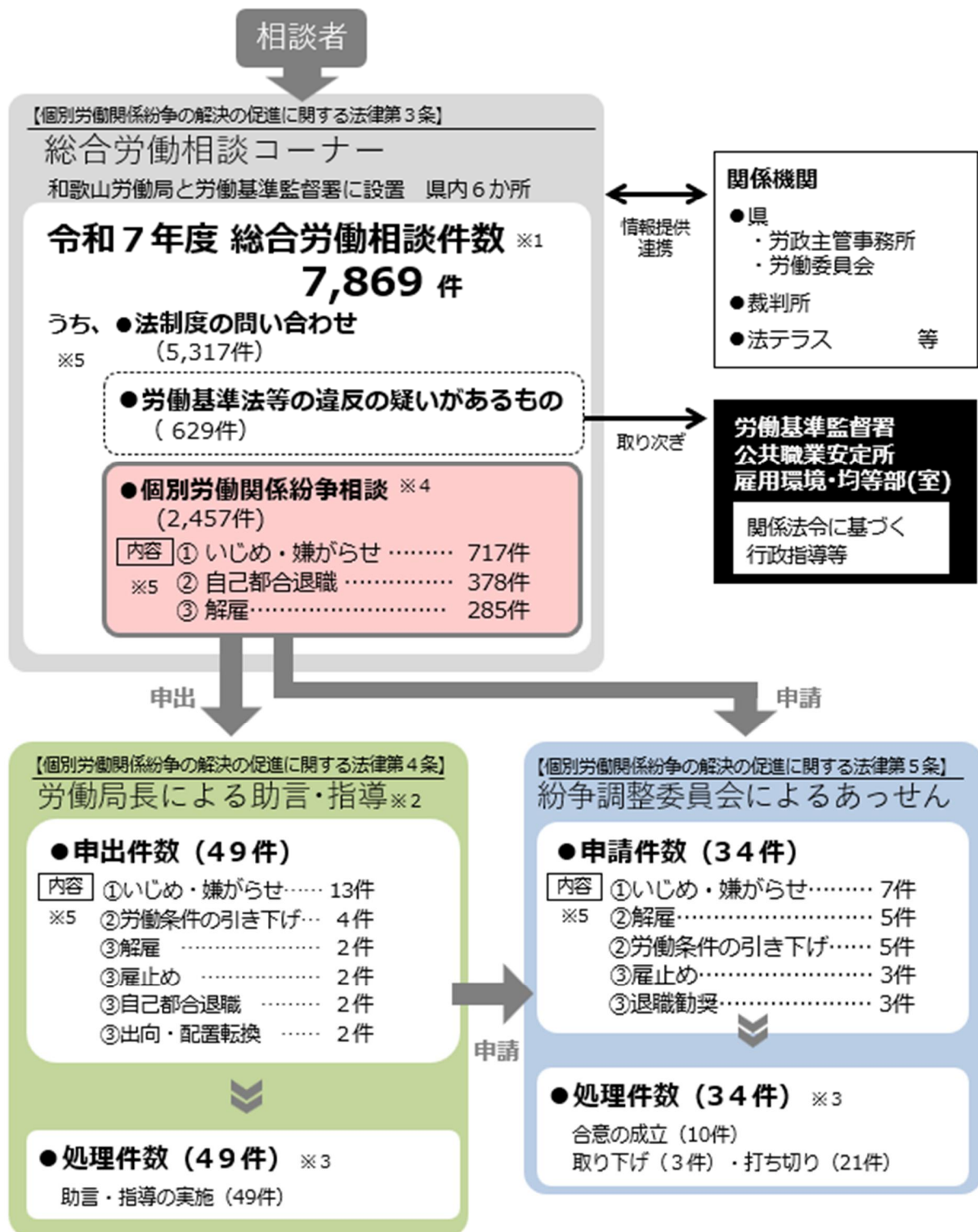
【雇用均等関係法令の相談状況について】

「雇用均等関係法令相談」件数については「**1,216 件**」で、前年度と比べ**113 件**減少しました。相談のうち、「育児・介護休業法」に関する相談件数が**843 件**（69.3%）で最も多く、次いで「労働施策総合推進法」に関する相談件数**214 件**（17.6%）となっています。

相談内容をみると、育児・介護休業法の「育児休業」に係る相談が**260 件**（21.4%）と最も多く、次いで、労働施策総合推進法の「パワーハラスメント防止措置」に係る相談が**187 件**（15.4%）となっています。

「労働局長による紛争解決の援助^{*6}」の申立件数は5件、「調停会議による調停^{*7}」の申請件数は0件となっています。

個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 「総合労働相談」：和歌山労働局では、労働局及び県内5か所の労働基準監督署内に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。平成28年度から、都道府県労働局の組織の見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた雇用均等関係法令に関する相談も一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も含まれる。

※2 「助言・指導」：個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛

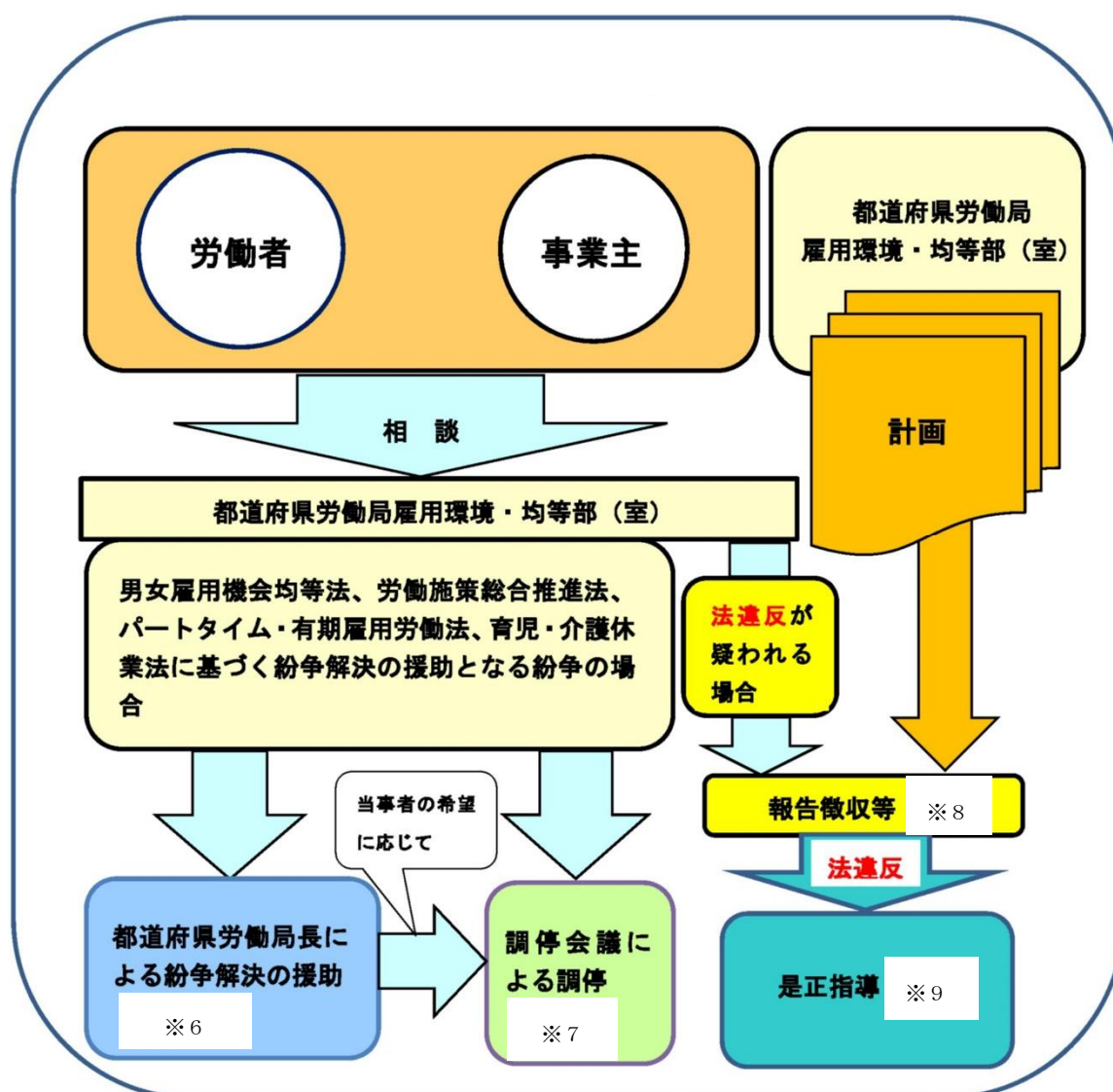
争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「個別労働紛争相談」：総合労働相談のうち、解雇や労働条件の引き下げといった民事上の個別の労使間の紛争に関する相談。

※5 一回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

雇用均等関係法令の相談、是正指導及び紛争解決の援助並びに調停の流れ



※6 「労働局長による紛争解決の援助」：雇用均等関係法令に係る労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

※7 「調停会議による調停」：紛争当事者である労働者と事業主との間に第三者（調停委員）が関与し、当事者双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争を解決する制度。

※8 「報告徴収等」：雇用均等関係法令の施行に関して必要な事項について事業主から報告を求める制度。

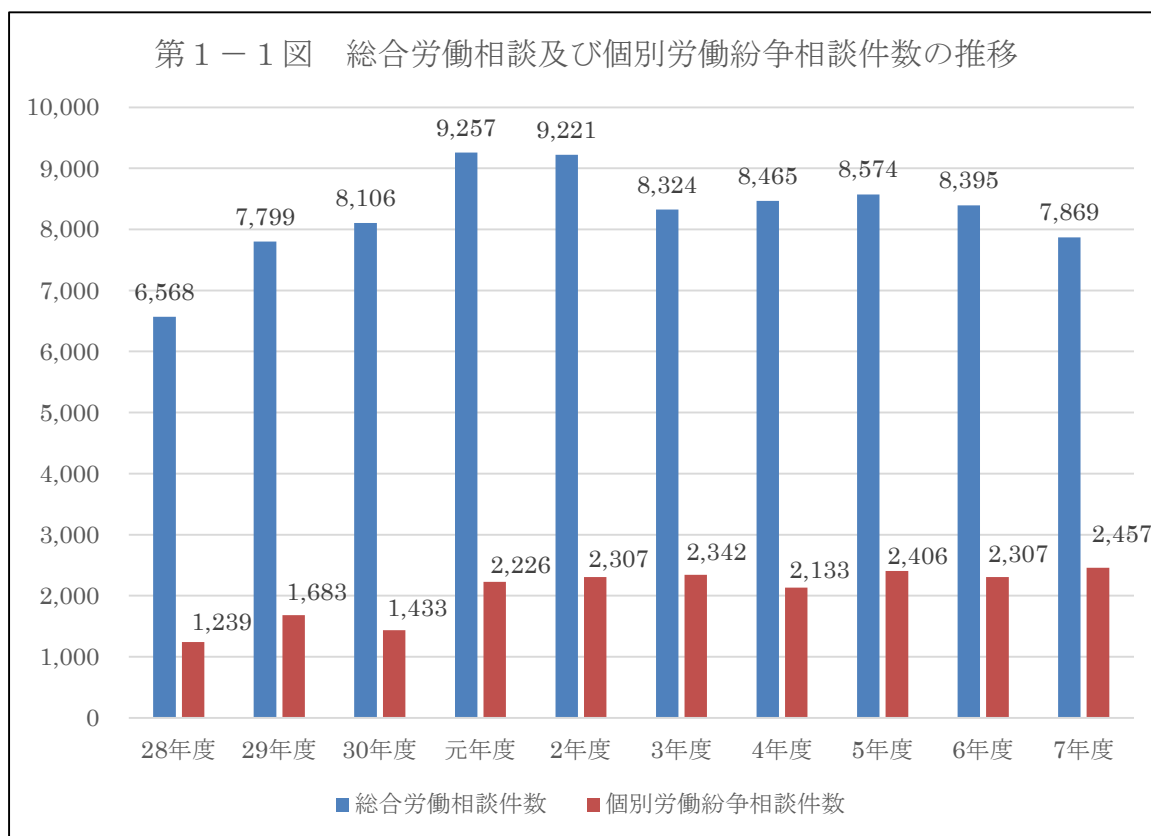
※9 「是正指導」：報告徴収等を実施し、法違反があった場合に、是正・改善を求め、法の履行を確保する制度。

1 個別労働紛争解決援助制度

(1) 相談の状況について

和歌山労働局内の総合労働相談件数及び個別労働紛争相談件数の過去 10 年間の推移を第 1－1 図に示す。総合労働相談件数は、働き方改革関連法が順次施行され、コロナ禍の影響があった令和元年度、2 年度をピークに、令和 3 年度以降は減少傾向となっており、令和 7 年度はコロナ禍以前の相談件数に近いものとなっている。令和 7 年度の総合労働相談件数は 7,869 件、前年度と比べ 526 件の減少となった。また、相談件数の 59.1%にあたる 4,654 件が労働者（求職者を含む）からの相談となっている。

個別労働紛争相談件数については過去 10 年間増加傾向となっており、令和元年度に 2,000 件を超えた後は 2,100 から 2,400 件程度で推移している。令和 7 年度の個別労働紛争相談件数は 2,457 件となっており、前年度と比べると 150 件の増加となっている。



第 1－2 図 総合労働相談の内訳（令和 7 年度）

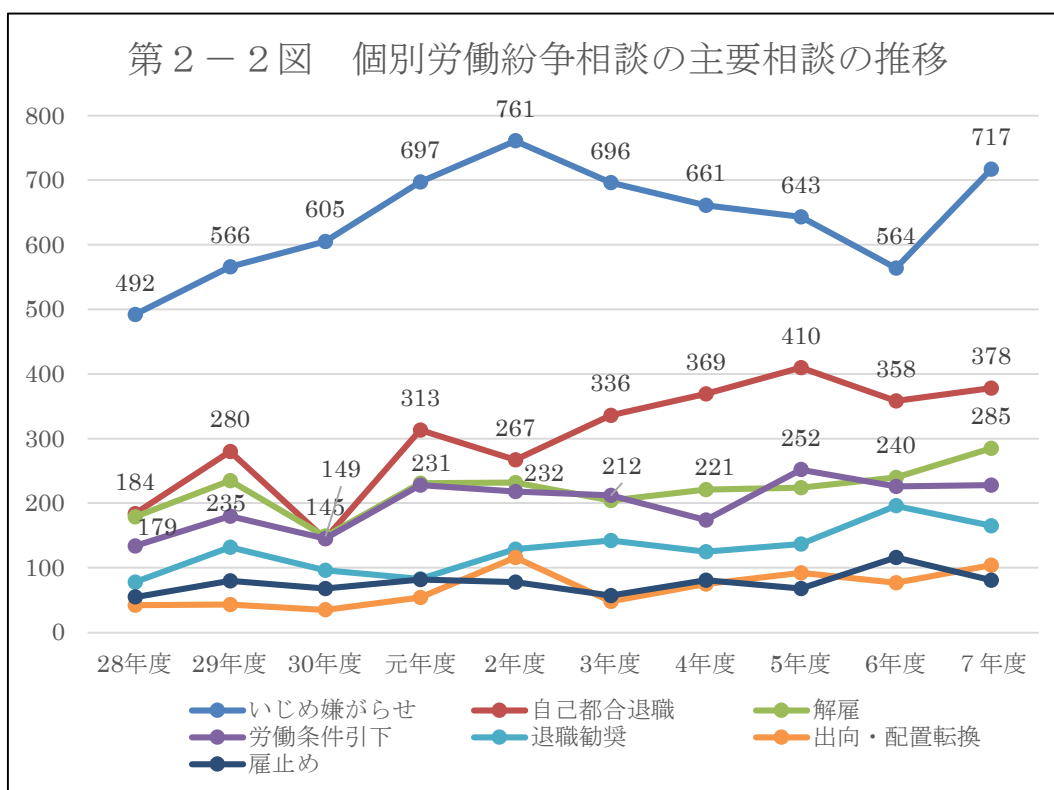
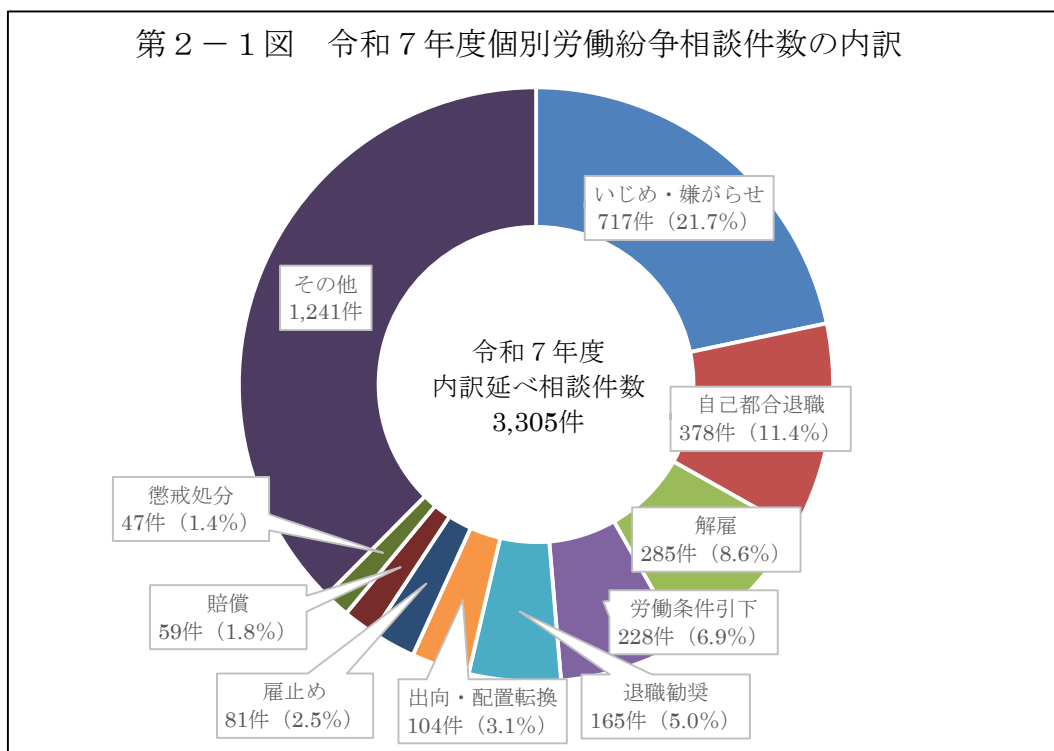
相談者の種類	労働者（求職者）		事業主		その他・不明
計 7,869 件	4,654 件 (59.1%)		1,843 件 (23.4%)		1,372 件 (17.4%)
相談の区分 (重複計上あり)	法令・制度の 問い合わせ	労基法等の 法違反の疑い	個別労働紛争に 係る相談	その他	
計 8,514 件	5,317 件 (62.5%)	629 件 (7.4%)	2,457 件 (28.9%)	111 件 (1.3%)	

（注）%の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

（２）個別労働紛争の相談内容について

個別労働紛争に係る相談について、令和 7 年度の相談内訳を第 2－1 図に、主要な相談の過去 10 年間の件数の推移を第 2－2 図に示す。

令和 7 年度の個別労働紛争相談の内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」が 717 件（個別労働紛争相談全体の 21.7%）と最多となっている。なお、「いじめ・嫌がらせ」には、労働施策総合推進法に規定するパワーハラスメント防止措置等に係る相談は法が全面施行された令和 4 年度以降は含まない。

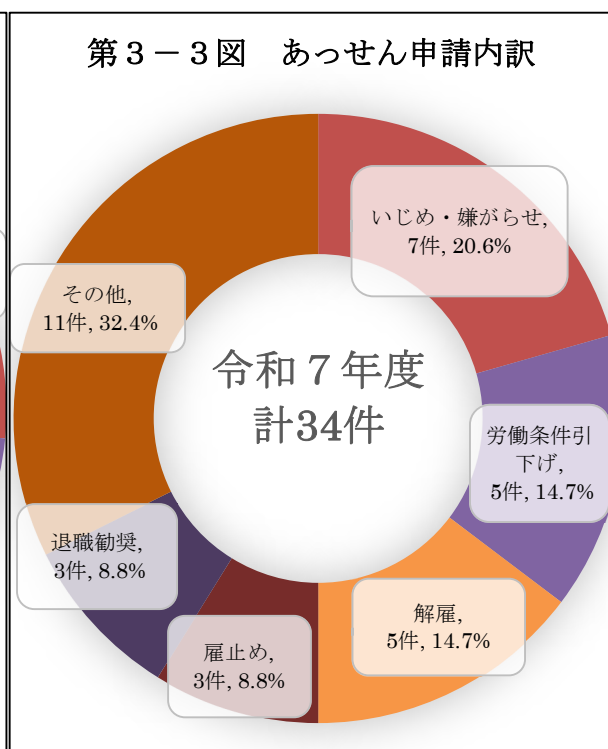
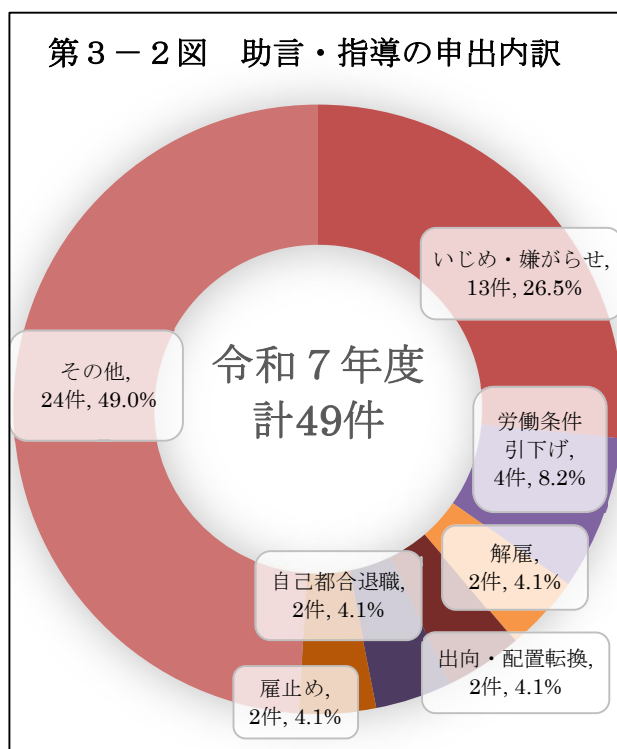
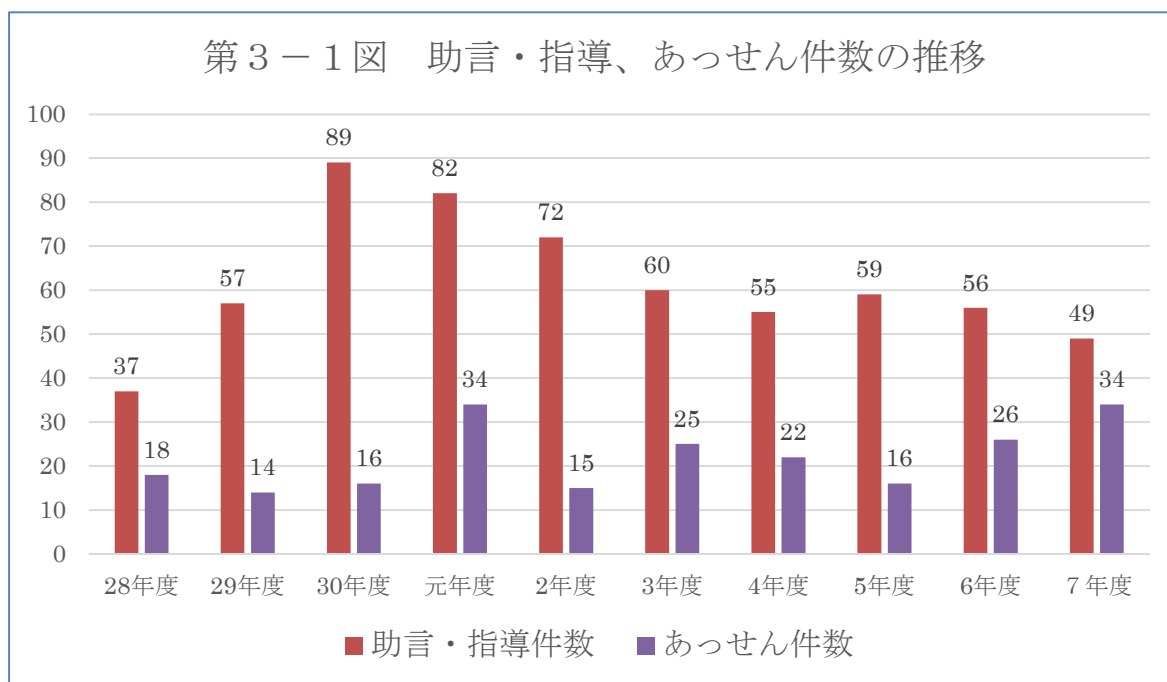


(3) 助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの利用状況

和歌山労働局では、個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会のあっせんを実施している。

令和7年度の助言・指導の申出件数は49件、あっせんの申請件数は34件となっており、前年度に比べて、助言・指導申出件数は減少し、あっせん申請件数は増加した(第3-1図)。

また、助言・指導の申出内容、あっせんの申請内容をみると、助言・指導、あっせん共に「いじめ・嫌がらせ」が、最も多くなっている(第3-2図、第3-3図)。



注) 1件の申出・申請において、複数の内容にまたがる申出・申請は、複数の内容を件数として計上。％の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

2 雇用均等関係法令の相談状況

(1) 相談内容別状況について

令和7年度、雇用均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法）に係る相談件数は1,216件で、前年度と比べて113件減少した。内訳として、男女雇用機会均等法に関する相談が124件、育児・介護休業法に関する相談が843件、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談が35件、労働施策総合推進法に関する相談が214件となっている（第4-1図）。

相談内容をみると、男女雇用機会均等法に関する相談では、セクシュアルハラスメント（42件）が最も多く、育児・介護休業法に関する相談では、育児休業（260件）が最も多く、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談では、均等・均衡待遇（32件）が最も多く、労働施策総合推進法に関する相談では、パワーハラスメント防止措置（187件）が最も多かった。（第4-2図）

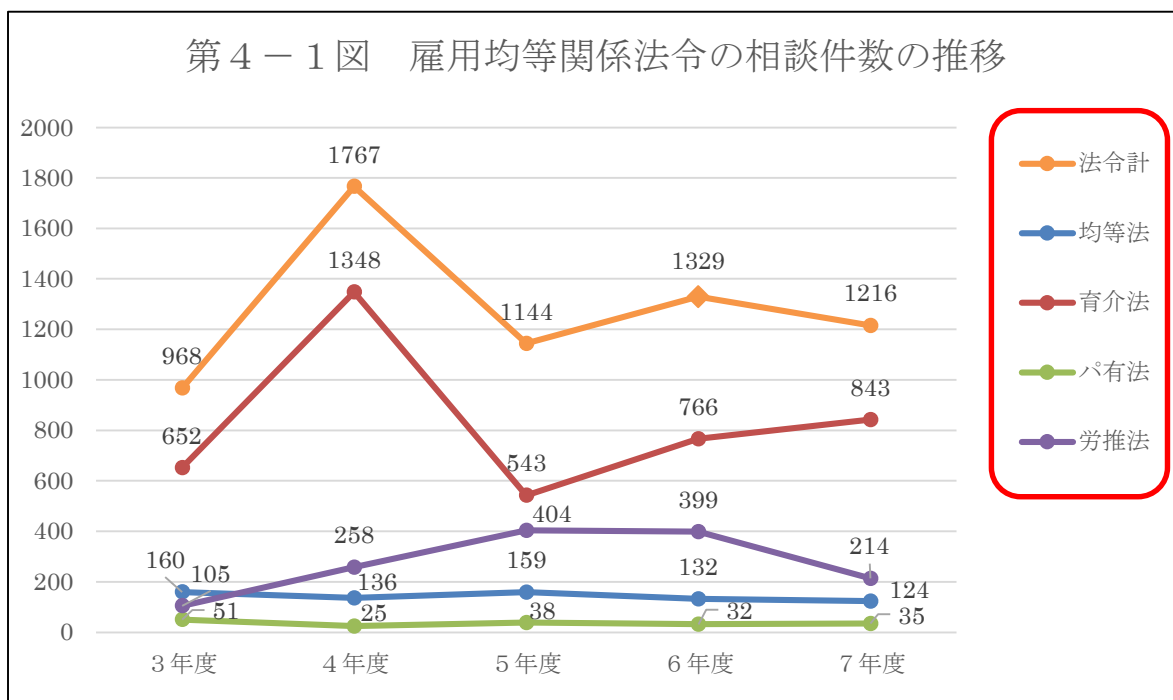
育児・介護休業法では、令和7年度に子の看護等休暇の見直しや柔軟な働き方を実現するための措置の創設等の法改正が施行されたこともあり、相談件数が増加している。

(2) 労働局長による紛争解決援助等の状況

和歌山労働局では、雇用均等関係法令に係る労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進している。

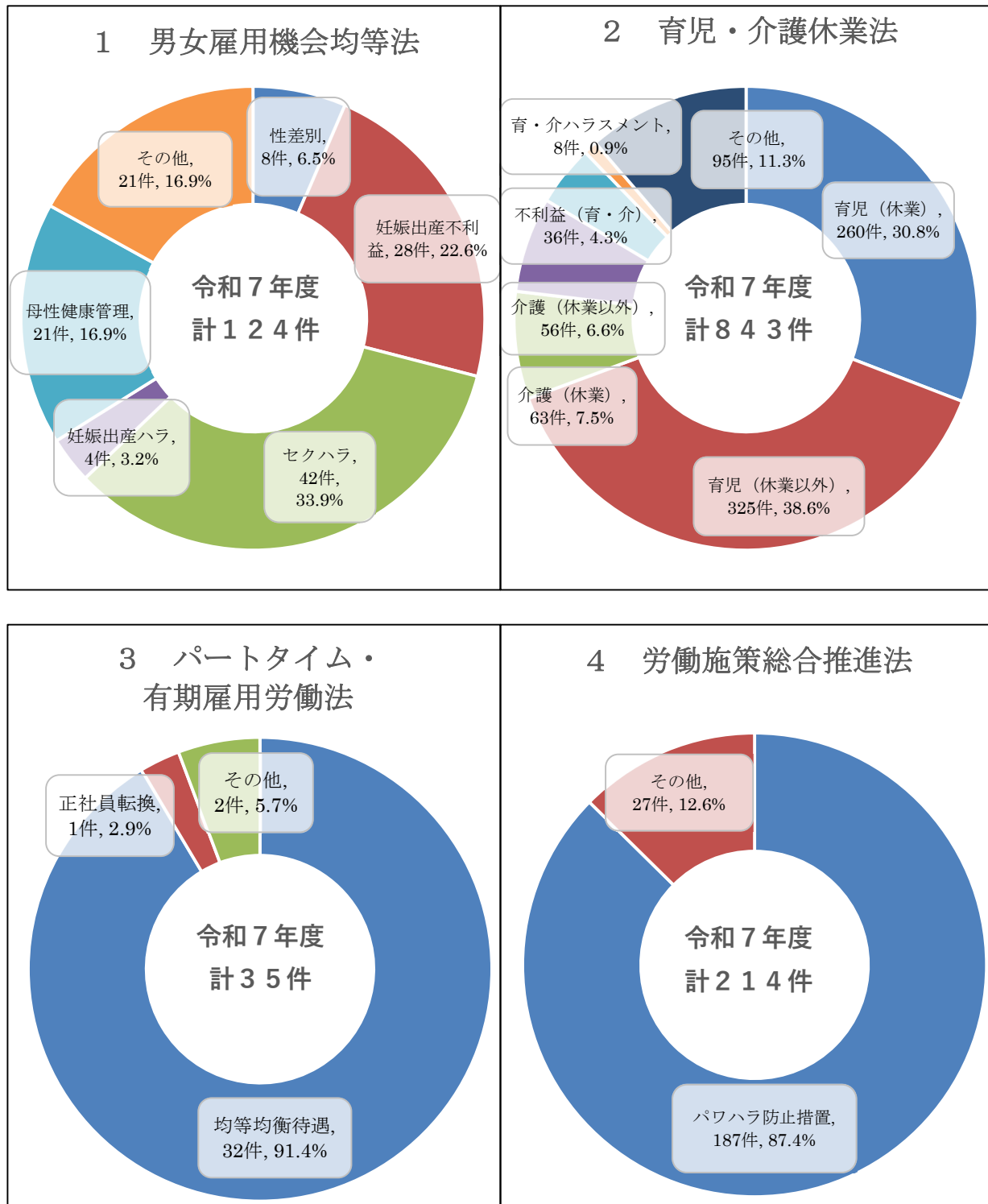
また、紛争当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合で、必要があると認めた場合は、紛争調整委員会に調停を行わせるものとしている。

令和7年度の労働局長による男女雇用機会均等法等に基づく紛争解決援助制度への申立ては5件（育児・介護休業法2件、労働施策総合推進法3件）、調停申請は0件となっている。



第４－２図 雇用均等関係法令の相談内容内訳

令和７年度 雇用均等関係法令 相談計 １，２１６件



和歌山労働局 相談窓口

①賃金、労働時間、有給休暇、解雇・退職などの労働条件に関する相談や

②いじめ・嫌がらせ、パワハラ、職場環境などに関する相談は、各総合労働相談コーナーへ
和歌山労働局総合労働相談コーナー

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号和歌山労働総合庁舎4F ☎073-488-1020

和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）

〒640-8582 和歌山市黒田2丁目3番3号和歌山労働総合庁舎1F ☎073-407-2203

御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132 ☎0738-22-3571

橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）

〒648-0072 橋本市東家6丁目9番2号 ☎0736-32-1190

田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）

〒646-8511 田辺市明洋2丁目24番1号 ☎0739-22-4694

新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）

〒647-0033 新宮市清水元1丁目2番9号 ☎0735-22-5295

③セクハラ、妊娠・出産、育児・介護休業等に関する相談は

和歌山労働局雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号和歌山労働総合庁舎4F ☎073-488-1170